

株式会社における役員任期

延長のメリット、デメリット

平成 22 年 7 月 15 日

発行元 : 行政書士浅井事務所 浅井 順
〒151-0051
渋谷区千駄ヶ谷 3-26-5 金子ビル 401
Tel 03-5775-0728 Fax 03-5775-0763
e-mail : jun_asai@ys-office.co.jp
URL : <http://asai-office.jp/>

平成 18 年 5 月 1 日の会社法施行により、株式譲渡制限会社では、取締役・監査役の任期が最長 10 年まで延長できるようになりました。

手続きは簡単で、役員任期を延長する株主総会を開催し、株主総会議事録を作成、会社に保存しておきます。登記も不要です。

1. 任期延長始期の解釈

前回の定時総会からカウントします。

【例】平成 22 年 3 月期で重任登記をしていれば、10 年延長後の登記は平成 32 年 3 月期の定時総会ですることになります。

その時の重任登記申請の際に、任期延長の議事録、定款を添付すれば OK です。

2. 任期延長のメリット

役員任期は原則として、取締役は 2 年、監査役は 4 年で、任期満了の度に重任登記をしなければならず、登記費用がかかりました。

任期を延長することにより、その費用を節約できます。もし任期を 10 年と定めれば、この費用と手間が 5 分の 1 になるわけです。

3. 任期延長のデメリット

任期満了前に、正当な理由なしに役員を解任すると、任期までの報酬相当額の損害賠償を請求されることがあるので（会社法 339 条 2 項）、注意が必要です。

従って、役員本人から辞任の申し出がある場合を除き、任期満了前に会社側から役員を解任しにくくなります。また解任できたとしても、登記事項証明書に「解任」と記載されるため、これを見た外部の人からは、何か問題があった会社という風に思われる可能性もあります。

任期が 2 年ならば、2 年だけ我慢した上で任期満了時に退任してもらう（再選しない）ことで解決が可能です。また、任期が長いと「10 年も間が開くと、忘れてしまう」デメリットもあります。

3. 改選の失念、選任懈怠

登記簿には決算期や任期の記載はないため、全役員改選が行なわれた場合に、後日登記簿だけで判断すると本来の役員改選期を失念することがございますし、12 年登記をしない株式会社は、解散したものみなされてしまいますので、注意が必要です。

また、定款に定める正規の改選時期に役員変更が行なわれなかった場合に、後で登記申請した後に「選任懈怠」として地方裁判所より過料が請求される場合もございますので、不必要な費用負担を避けるためにも、毎年定時総会の準備の頃には、役員変更の時期の確認を欠かさないようにしましょう。

あとがき

役員任期に関しては上記のようなメリット・デメリットがありますので、考慮の上で任期を決めるようにしましょう。上記議事録作成等でお困りの際は、当事務所までお気軽に御相談ください。

以上